

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-122
許認可等の種類	建築行為等の許可				
根拠法令条例等・条項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する特別措置法第21条第1項				
許認可等の概要	拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築等をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(一部の行為を除く)				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	(審査基準) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する特別措置法第21条第2項による他 1 (株)ぎょうせい発行の実務問答土地区画整理第5編第3章第21条に示された基準による。				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に事例が1件もなく、判断することが困難なため)				
期間の制定根拠					